

仕入控除税額報告の説明

1 なぜ報告が必要なのでしょう

(1) 仕入控除税額とは

事業者が税務署に消費税を納める際には、課税売上で徴収した消費税額から、課税仕入時に支払った消費税額を差し引き（控除）して消費税を納めています。

○一般課税の場合の例

売上 (収入)	課税売上 660万円 (消費税額 60万円)		非課税売上 200万円
		(納付税額 20万円)	
仕入 (支出)	課税仕入 440万円 (仕入控除税額 40万円)		非課税仕入 420万円

(2) 補助金を受けて事業を行った場合の仕入控除税額の基本的な考え方

補助金を受けて事業を行う場合、交付された補助金には、消費税として納付する目的分を含んでいますが、税制上非課税売上に計上することになっているため、結果として消費税の納付のために使用されていません。

このため、この仕入控除税額分の補助金を返還していただく必要があります。

○一般課税で補助金がある場合の例

売上 (収入)	課税売上 440万円 (消費税額 40万円)		非課税売上 310万円
		補助金 110万円 (消費税額10万円)	
		(納付税額 10万円)	返還額
仕入 (支出)	課税仕入 330万円 (仕入控除税額 30万円)		非課税仕入 420万円

2 報告の目的・義務について

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業費補助金交付要綱第7（5）に基づき、補助を受けた医療機関は、仕入控除税額報告書を提出しなければなりません。

また、この報告が補助金交付の条件となっており、報告いただけない場合は、補助金交付条件違反となり、補助金返還となる場合があります。

3 仕入控除税額の算定について

（1）補助金返還の有無の判断

○返還がない場合

次のいずれかに該当する場合には返還の必要はありませんが、返還がない場合でも報告は必要です。

- ① 消費税の申告義務がない。
- ② 簡易課税方式により申告している。
- ③ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ④ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するもの」として申告している。
- ⑤ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

○返還がある場合

- ① 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合（全額控除）
補助金額×10÷110＝返還額（円未満切り捨て）
- ② 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合で「一括比例配分方式」を採用している場合
補助金額×10÷110×課税売上割合＝返還額（円未満切り捨て）
- ③ 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合で「個別対応方式」を採用している場合
AとBの合計額＝返還額
A：課税売上のみ」に要する補助対象経費に使用された補助金
補助金額×10÷110＝返還額（円未満切り捨て）
B：課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金
補助金額×10÷110×課税売上割合＝返還額（円未満切り捨て）

<留意事項>

返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わず計算し（ただし、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）、また、算出された返還額は円未満を切り捨てます。

（2）補助金返還額の算定

- ① 別紙計算シートを用いて返還額を算定してください。
- ② 計算シートファイル（MS-Excel形式）を利用すると算定作業を容易に行うことができますので御活用ください。下記ホームページに掲載しています。

<URL>

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19_r4hatsunetsuhojo.html

仕入控除税額の算定フローチャート

